●●●自治会防犯カメラの管理及び運用に関する規程

　（目的）

第１条　この規程は、●●●自治会（以下「自治会」という。）が公道等の場所において、空き巣等の犯罪防止の目的で設置した防犯カメラの管理及び運用について必要な事項を定めることを目的とする。

　（定義）

第２条　この要領において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1)　防犯カメラ　犯罪の予防を目的として、公道等を撮影するために常設するカメラであって、映像の記録の機能を有するものをいう。

(2)　画像　防犯カメラにより撮影された画像をいう。

(3)　公道等　道路、公園、広場、道路に準ずる通路等の公共の用に供する場所及び不特定多数の者が通行可能であってその通行が管理者により認められている場所をいう。

　（防犯カメラの管理責任者及び取扱担当者）

第３条　自治会は、公道等における防犯カメラの適正な設置、運用及び維持管理を図るため、防犯カメラの管理責任者（以下「管理責任者」という。）を置くものとする。

２　管理責任者は、防犯カメラ及び画像の取扱いを適正に行うため、防犯カメラに関する事務を統括する。

３　管理責任者は、前項の事務を適正かつ円滑に遂行するため、防犯カメラの取扱担当者（以下「取扱担当者」という。）を指定するものとする。

４　管理責任者及び取扱担当者は、防犯カメラ及び画像を取り扱うことにより知り得た情報をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならない。その職を退いた後も同様とする。

　（防犯カメラの設置に係る措置）

第４条　管理責任者は、防犯カメラを設置するに当たり、次に掲げる措置を講じるものとする。

(1)　プライバシーの保護を図るために、防犯カメラの撮影対象区域を設置目的の達成に必要最小限の範囲となるように調整すること。

(2)　防犯カメラの撮影対象区域の見やすい場所に、防犯カメラが作動中である旨及び自治会名を明示した表示板等を設置すること。

(3)　防犯カメラの維持管理を図るため、適切な期間において保守点検の実施を行うこと。

　（画像等の管理）

第５条　画像及び画像を記録した媒体（以下「記録媒体」という。）の保管期間（重ね撮りする場合は、上書きするまでの期間。以下同じ。）は、原則として14日とする。

２　管理責任者は、第１項に規定する保管期間の経過後は、速やかに画像の消去又は記録媒体の破棄等の処理を行うものとする。

３　画像は加工をせずに、撮影時の状態のままで保管するものとする。

４　管理責任者は、記録媒体の保管に際しては、盗難防止のため必要な措置を講じなければならない。

５　管理責任者及び取扱担当者以外の者は、防犯カメラを操作し、又は画像を取り扱ってはならない。

６　取扱担当者は、画像へのアクセスについては、管理責任者の許可を得なければならない。この場合における画像へのアクセスは、管理責任者が指定した場所で行い、管理責任者の許可を得ていない者は、その間、その場所に立ち入ることができない。

７　取扱担当者は、画像及び記録媒体を、録画装置の設置場所その他管理責任者が指定した場所以外に持ち出してはならない。ただし、保守点検等の理由により管理責任者が許可をした場合又は第６条第１項の規定により他に提供するときは、この限りでない。

８　前各項に定めるもののほか、管理責任者は、画像及び記録媒体の不正利用、漏えい、改ざん、紛失等を防止するために必要な措置を講じるものとする。

　（利用及び提供の制限）

第６条　画像は、設置目的以外の目的に利用し、又は提供してはならない。ただし、次のいずれかに該当する場合は、この限りでない。なお、提供するときは、提供する相手方に対し、提供を依頼する旨の文書を提出させるものとする。

(1)　本人の同意があるとき、又は本人に提供するとき。

(2)　法令等の規定に基づくとき。

(3)　捜査機関から犯罪捜査等の目的のため、提供を求められたとき。

(4)　個人の生命、身体又は財産の保護のため、緊急かつやむを得ないと認められるとき。

２　画像を設置目的で利用し又は前項の規定により利用するとき（以下「利用するとき」という。）は、最小限の範囲にとどめるとともに、次の各号に掲げる事項を遵守しなければならない。

(1)　画像及び記録媒体の情報を適正に管理すること。

(2)　目的以外の利用及び第三者への無断提供をしないこと。

(3)　目的を達成したとき又は当該目的が達成されないことが判明したときは、速やかに画像及び記録媒体の返却又は破棄等を行うこと。

３　利用するときは、次の事項を記録し、保存しなければならない。

(1)　利用日時

(2)　利用目的

(3)　利用する画像の範囲

４　第１項の規定により提供するとき（以下「提供するとき」という。）は、画像を提供する相手方の身分を確認し、第２項各号に掲げる事項を遵守させなければならない。なお、提供する画像については、最小限の範囲にとどめなくてはならない。

５　提供するときは、次の事項を記録し、保存しなければならない

(1)　提供日時

(2)　提供目的

(3)　提供先

(4)　提供する画像の範囲

　（苦情処理）

第７条　防犯カメラの設置及び運用等に関し苦情を受けたときは、迅速に対応し、適切に処理しなければならない。

附　則

この規程は、令和●●年●●月●●日から施行する。